

令和7年度（令和7年4月～7月限定）

保護者向け

# 給食費等支援金のご案内

※給食費は園にお支払いください。



**令和7年9月15日(月)申請締切**

【問い合わせ先】

〒271-8588 松戸市根本387-5

松戸市 子ども部 幼児教育課

電話：047-701-5126

Mail：mcyoujik@city.matsudo.chiba.jp

# 1 給食費等支援金とは

幼稚園等に通う子どもの給食費等（給食や弁当に要する費用）相当分として、実際の給食費や給食回数に関係なく、第2子には月額2,500円、第3子以降には月額5,000円を一律に支給するものです。

多子世帯の経済的負担の軽減を図るため、松戸市が独自に実施する事業で、申請により、保護者に支給されます。  
**令和7年度は、4月から7月までの4か月が支給対象となります。**

対象となる子どもの数え方に年齢制限はなく、保護者の所得制限もありません。同一世帯の第2子以降の子ども全員が対象になります。ただし、年少～年長クラスを対象としていますので、満3歳児クラスの子は対象外です。

※ なお、保育園に通う子どもの場合は、園に支払う給食費が第2子半額、第3子以降無償になっています。詳しくは、保育課（047-366-7351）にお問い合わせください。

## 支給額

**第2子 …… 月額 2,500円**

**第3子以降 …… 月額 5,000円**

※ ご家庭の状況により、施設に支払う給食費のうち副食費が補助・免除される場合があります。その場合の支給額については、ページ下部をご参照ください。

## 対象子ども

下記のすべてに該当する子ども

- ① 月の初日において、松戸市の施設等利用給付認定(1号/2号)または教育・保育給付認定(1号)の対象である
- ② 年少・年中・年長クラスに在籍している
- ③ 年齢制限なく同一世帯の子どもを上から数えて第2子以降である

## 申請方法

【申請者】 対象となる子どもの保護者

【申請方法】 年度ごとに1回申請（原則として電子申請）

【支給方法】 申請保護者の口座に振り込み

【支給時期】 11月下旬（予定）

## ■ 副食費が補助・免除される場合の支給額について

①市民税所得割課税額の合算額が77,101円未満の世帯、または②小学校3年生以下の子を上から数えて第3子以降の子どもの場合、給食費のうち副食費(おかず代)の補助・免除対象となっているため、通園施設の形態によって、下記のいずれかが適用されます。

### (1) 補助される場合※1【施設型給付を受けない幼稚園】

副食費の実費徴収に係る補足給付事業により、市に副食費(おかず代)分の補助金を別に請求する場合は、各月の支給額から補助金額分を差し引いた額を支給します。



市ホームページ

※1 対象となる子どもの副食費分について、市に補助金を請求することができます。副食費補足給付の請求については、市ホームページまたは別途案内をご覧ください。

### (2) 免除される場合※2【施設型給付を受ける幼稚園・認定こども園】

施設が定める週の給食回数に応じて、副食費免除相当分を差し引いた額を支給します。（下表のとおり）

週の給食回数	区分	支給額	<参考> ※3 免除相当額
週1	第2子	月額 <b>1,900円</b>	600
	第3子以降	月額 <b>4,400円</b>	600
週2	第2子	月額 <b>1,300円</b>	1,200
	第3子以降	月額 <b>3,800円</b>	1,200
週3	第2子	月額 <b>700円</b>	1,800
	第3子以降	月額 <b>3,200円</b>	1,800
週4	第2子	月額 <b>100円</b>	2,400
	第3子以降	月額 <b>2,600円</b>	2,400
週5	第2子	なし	3,000
	第3子以降	月額 <b>2,000円</b>	3,000

※2 対象となる子どもについて、施設に支払う給食費のうち副食費分の支払いがあらかじめ免除されています。

副食費免除対象になっているかどうかは、本市から送付される「給食費免除決定通知書」にてご確認ください。不明な場合は、通園する施設または保育課入所園担当室（047-366-7351）にお問い合わせください。

※3 1食当たりの副食費相当額を150円、給食回数を週1回当たり月4回(年間平均)として、副食費免除相当額とみなしています。実際の免除額とは異なります。

## 2 申請の手続きについて

第2子以降

申請必須

# 令和7年度 給食費等支援金

(令和7年4月～令和7年7月限定)

令和6年度中に申請して支給を受けた方も、**令和7年度分は、改めて申請する必要があります。**  
既に令和7年度分の申請をした方は、マイページを確認し、**重複して申請しないようご注意ください。**

### <手続き名>

## 令和7年度 松戸市幼稚園等通園子どもに係る給食費等支援金支給申請【第2子以降対象】

- ※ 申請保護者の本人確認書類と通帳等の電子データが必要です。
- ※ オンライン申請の方法は裏面をご覧ください。

### <確認事項>

- ・申請は、**年度内に1回**です。
- ・令和7年度中に**年少・年中・年長クラス**の子どもが対象です。
- ・**対象となる子どもごと**に申請が必要です。

- ※ 同一年度内に重複して申請しないでください。
- ※ 小学生・保育園児は給食費減免対象のため、対象外です。

### <申請期限>

**令和7年9月15日（月）**

- ※ 締切厳守

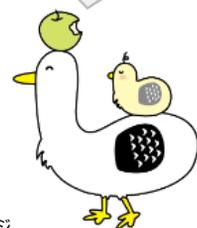
### <その他>

- ・やむを得ず申請書による申請をする方は、市ホームページから申請書をダウンロードし、通帳等のコピーを添付して、松戸市幼児教育課宛てに直接郵送してください。

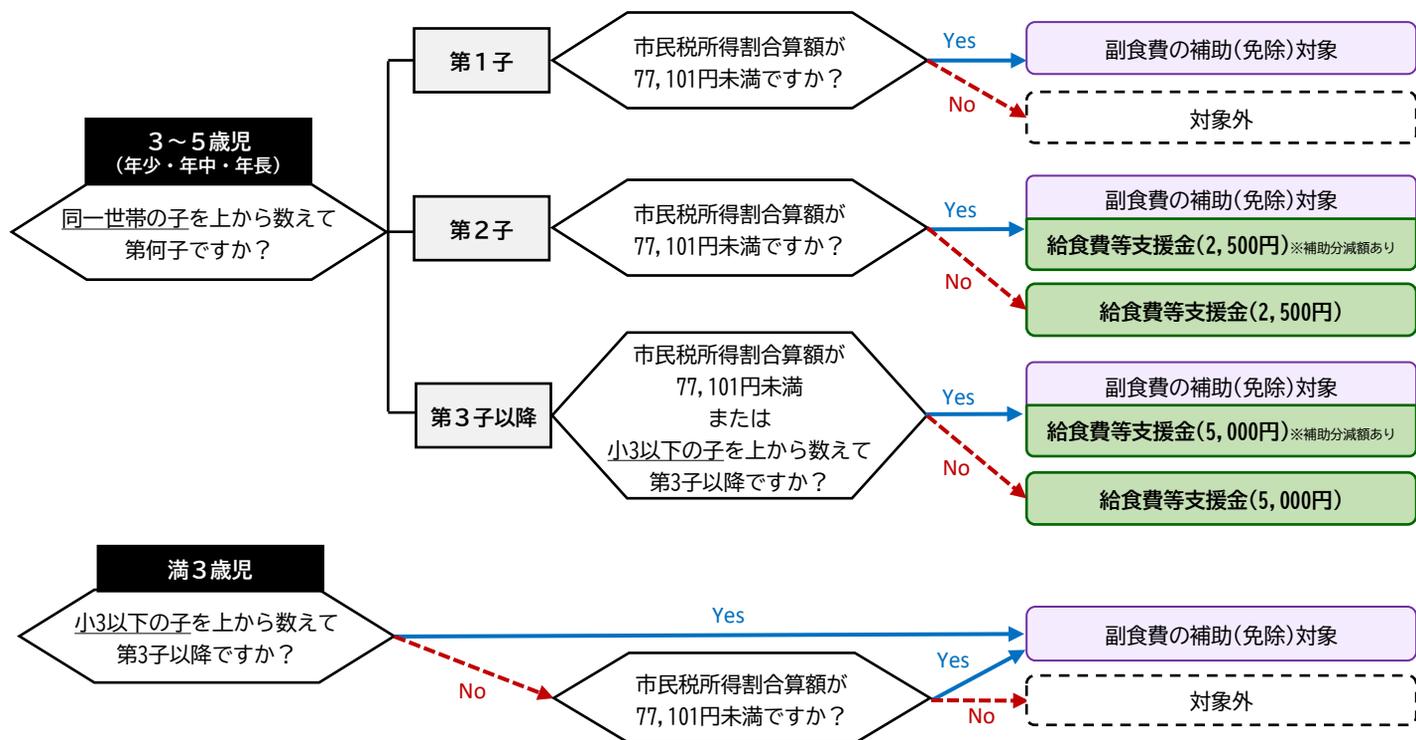
早速申請！



給食費等支援金申請ページ



## ■ 申請対象者確認用フローチャート





## 【よくある質問Q&A】

Q1) 第2子・第3子以降ってどう数えるの？

A1) 同一世帯で生計が同じ子どもを、最年長者から順番に数えます。数える子どもに年齢制限はありません。

Q2) 給食費として支払った額以上もらえるの？

A2) 給食費等支援金は、給食費だけでなくお弁当にかかる費用負担の軽減も目的としています。園での給食回数にかかわらず、また園が定める給食費の額に関係なく、原則として一律支給になります。

Q3) 月途中から認定を受けた場合は？

A3) 初日を基準日とするため、例えば5月15日から松戸市の認定を受けた場合は、6月分から支給対象になります。

Q4) 申請後に、世帯状況が変わった（再婚により子の人数が変わった、申請者が保護者ではなくなった）場合に、必要な手続きは？

A4) 変更後2週間以内に、必ず市にご連絡ください。

Q5) 振込先口座は指定できるの？

A5) 申請保護者と同一名義の口座を指定してください。申請後に、名義変更した場合などは、必ず市にご連絡ください。

## オンライン申請の方法

### STEP1

申請に必要なものを準備する。

下記①②のアップロードが必要になります。

- ①本人確認書類（申請保護者のもの）
- ②口座確認書類（申請保護者と同じ名義のもの）



### STEP2

QRコードを読み取って、松戸市オンライン申請システムの申請画面へ



### STEP3

既にアカウントを持っている場合は、アカウントとパスワードでログイン。

アカウントを持っていない場合は、アカウントを作成（メールアドレスを設定し、届いたメールから本登録）※松戸市の様々な手続きで使えます！



### STEP4

同意事項を確認して☑を入れたら、申請内容を順番に入力する。

- ①申請者（保護者）の情報
- ②対象子どもの情報
- ③生計を同じくする子の情報
- ④振込先口座情報



最終確認をして、「申請する」をクリック。

登録したアドレスに確認メールが届きます。

## 申請状況の確認方法



松戸市オンライン申請システム

トップページ > マイページ > 申請履歴一覧



# 令和7年9月15日(月)申請締切